

## 2. 共済金等の税法上の取扱い及び退職所得の受給に関する申告書の提出について

共済金等の受取方法	税法上の取扱い	退職所得の受給に関する申告書の提出	確定申告
以下の共済金等の一括受取り  ◎共済金A（契約者死亡を除く） ◎共済金B（契約者死亡を除く） ◎準共済金 ◎下記の場合の解約手当金 ・任意解約 (解約日において65歳以上) ・共同経営者を任意退任 (退任日において65歳以上) ・法人成り	退職所得扱い  [根拠法令] 所得税法第31条第3号 所得税法施行令第72条 第3項第3号イ、第72条 第3項第3号ハ、第72条 第3項第3号ロ	必要(*)  退職所得の受給に関する申告書をご提出いただくと、中小機構で所得税（復興特別所得税含む）、市町村民税及び道府県民税を源泉徴収いたします。 退職所得の受給に関する申告書の提出がない場合は、税法の規定により共済金等の額の20.42%（復興特別所得税含む）を源泉徴収することになります。	確定申告は原則として不要
以下の共済金の分割受取り  ◎共済金A（死亡除く） ◎共済金B（死亡除く）	公的年金等に係る雑所得扱い  [根拠法令] 所得税法第35条第2項第1号、第35条第3項第3号 所得税法施行令第82条 の2第2項第3号	必要(*)  [未返済の貸付金又は未納掛け金等がある場合] 共済金から控除される未返済の貸付金・未納掛け金は一括受取り共済金扱いとなります。 この結果、一括・分割併用受取りの扱いとなりますので、退職所得の受給に関する申告書の提出が必要です。	公的年金等の雑所得として確定申告が必要  《分割受取り分について》 分割受取りにあたって所得税（復興特別所得税含む）について所得の金額が源泉徴収されます。 ※源泉徴収税額は、1回当りの支給金額の7.6575%（復興特別所得税含む）となります。
以下の共済金の一括・分割併用受取り  ◎共済金A（死亡除く） ◎共済金B（死亡除く）	一括受取り分： 退職所得扱い  分割受取り分： 公的年金等に係る雑所得扱い  [根拠法令] 所得税法第31条第3号 第35条第3項第3号 所得税法施行令第72条 第3項第3号イ、第82条 の2第2項第3号	必要(*)  《一括受取り分について》 退職所得の受給に関する申告書をご提出いただくと、中小機構で所得税（復興特別所得税含む）、市町村民税及び道府県民税を源泉徴収いたします。 退職所得の受給に関する申告書の提出がない場合は、税法の規定により共済金等の額の20.42%（復興特別所得税含む）を源泉徴収することになります。	一括受取り分： 確定申告は原則として不要  分割受取り分： 公的年金等の雑所得として確定申告が必要  《分割受取り分について》 分割受取りにあたって所得税（復興特別所得税含む）について所定の金額が源泉徴収されます。 ※源泉徴収税額は、1回当りの支給金額の7.6575%（復興特別所得税含む）となります。
以下の解約手当金  ◎任意解約 (解約日において65歳未満) ◎共同経営者を任意退任 (退任日において65歳未満) ◎機構解約	一時所得扱い  [根拠法令] 所得税法第34条	不要	一定額以上の解約手当金は確定申告が必要 この場合、一時所得の金額の計算上、納付した掛金の総額は、支出した金額に算入できません。 ※なお、解約日が昭和62年以前の12か月以上の掛金滞納による解約手当金は、条件により税法上の取扱いが異なります。
以下の共済金の一括受取り  ◎契約者死亡による共済金A ◎契約者死亡による共済金B	みなし相続財産として相続税の課税対象（死亡退職金）  [根拠法令] 相続税法第3条第1項第2号 相続税法施行令第1条の3第10号	不要	相続財産として申告が必要

(\*) 所得税法上、本制度の契約成立日から共済事由等の発生日までの期間が勤続期間とされ、退職所得控除の対象期間となります。